

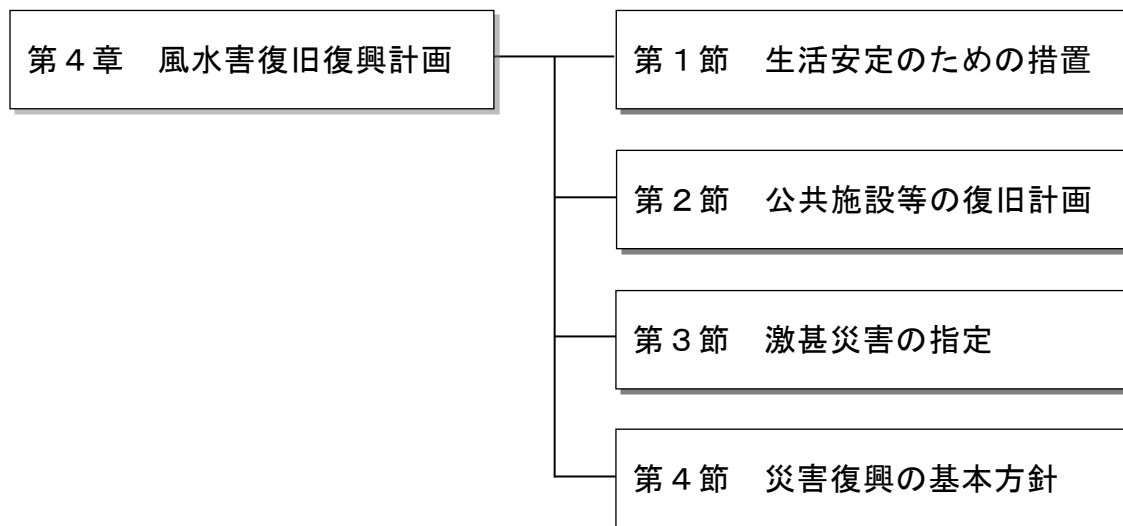
第4章 風水害復旧復興計画

大規模風水害の発生に伴い多くの市民が負傷し、住居や家財を失うことによる社会的混乱の発生が予想される。

本市は、人心の安定と社会的秩序の維持を図るため、各防災機関は協力して生活安定のための措置を講じるものとする。

また、被災した公共土木施設、都市施設及び農業施設に対する応急措置後は、本来の生活基盤、都市基盤及び農業生産基盤を維持するとともに、災害の拡大や再発防止を目指した災害復興計画を策定するものとする。

《施策の体系》



第1節 生活安定のための措置

災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、もって市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、被災者の支援について次の計画を定めるものである。

第1 災害市民相談

被災者から寄せられる多様な生活上の不安に対応できるような総合相談窓口を開設し、被災以前の状態への早期回復を図っていく。

- 1.1 総合相談窓口の開設【 市民支援班、関係各課 】
- 1.2 尋ね人相談【 広報情報班、市民支援班 】
- 1.3 住家の被害認定調査【 被害調査税務班、住宅対策班 】
- 1.4 被災者台帳の作成【 被害調査税務班、要配慮者支援班、市民支援班 】
- 1.5 罹災証明の発行【 市民支援班、市民課 】

【施策の内容】

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧復興計画

第1節 生活安定のための措置

第1 災害市民相談（震災-復旧-3~8）を準用する。

第2 被災者の生活確保【 関係各課、関係機関 】

災害により被害を受けた市民が速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸付け、住宅の再建等の施策を講ずるものとする。

【施策の内容】

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧復興計画

第1節 生活安定のための措置

第2 被災者の生活確保（震災-復旧-9～20）を準用する。

第3 農業・中小企業への支援【 農政課、商工課 】

本市は、風水害により被害を受けた農業者又は団体に対し復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定に向けた各種支援制度による融資や補助の円滑化を図るとともに、農業災害補償法に基づき、農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講じる。

なお、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

また、被災した中小企業に対しては、各種融資制度の周知を図り、再建を促進するものとする。

【施策の内容】

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧復興計画

第1節 生活安定のための措置

第3 農業・中小企業への支援（震災-復旧-21、22）を準用する。

第2節 公共施設等の復旧計画

道路、河川等の公共土木施設及び上下水道、電気、ガス、電話、交通等の都市施設は、都市生活の基幹をなすものであり、都市生活上、極めて重要な機能を持っている。

これらの施設については、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を実施するなど、将来の災害に備える事業計画を策定し、復旧の早期実施を図る。

第1 公共土木施設の復旧計画【関係各課】

公共土木施設が災害等により被害を受けた場合は、各施設管理者は、被害状況を調査し復旧に努めるものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を要するものについて、迅速かつ計画的に実施する。

【施策の内容】

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧復興計画

第2節 公共施設等の復旧計画

第1 公共土木施設の復旧計画（震災-復旧-24、25）を準用する。

第2 都市施設の復旧計画【関係各課、関係機関】

災害時には、上下水道施設、電気施設、電気通信施設、ガス施設、交通施設などの都市施設に被害が生じることが考えられる。これらの施設は、市民の生活と密着しているものであり、その影響は極めて大きい。

このため、これらの施設の機能を一刻も早く回復し再開することが必要である。

【施策の内容】

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧復興計画

第2節 公共施設等の復旧計画

第2 都市施設の復旧計画（震災-復旧-26～28）を準用する。

第3節 激甚災害の指定

激甚法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

第1 激甚災害に関する調査及び指定の促進【 総括班（危機管理課）、 財政班（財政課） 】

【施策の内容】

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧復興計画

第3節 激甚災害の指定

第1 激甚災害に関する調査及び指定の促進（震災-復旧-30～32）
を準用する。

第2 特別財政援助額の交付手続等【 総括班（危機管理課）、 財政班（財政課） 】

市長は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、県知事に提出しなければならない。

第4節 災害復興の基本方針

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する復興計画を速やかに作成し、計画的な復興事業を推進する。

第1 基本方針【関係各課】

災害によって、本市内の広い地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、市の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、市の復興計画を速やかに作成しなくてはならない。

ここでは、復興の際必要となる災害復興計画をより円滑に進めるために、災害復興事業の基本となる方針を定めることにする。

【施策の内容】

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧復興計画

第4節 災害復興の基本方針

第1 基本方針（震災-復旧-33～35）を準用する。